

# 令和5年5月1日から 埼玉県思いやり駐車場の 協力施設を募集します

※制度導入に向けて令和5年3月に「埼玉県福祉のまちづくり条例」が改正されました。

## 埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害者など歩行が困難な方のための駐車区画について、利用者の範囲を定め利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。令和5年11月1日に全県でスタートします。

## 協力施設への依頼内容

### ● 駐車区画の設置と協力区画としての県への届出

- 次の区画を設置し、県への届出をお願いします。  
(車椅子使用者用駐車区画のみでも本制度への登録は可能です)

「車椅子使用者用駐車区画」  
(車椅子使用者のための幅3.5m以上の区画)  
※既存の区画も、改めて協力区画として届出ください。

「優先駐車区画」  
(広い幅を必要としない障害者、高齢者、妊産婦などを対象とした区画(幅3.5m未満))  
※一般区画を「優先駐車区画」として設置し、届出ください。

### ● 制度の周知、適正利用の促進

- 県作成の啓発チラシの配架、ポスターの掲示、店内放送などによる制度の周知をお願いします。
- 利用証を掲示していない車が駐車している場合は、啓発用チラシの配付などで制度を周知し、適正利用の促進にご協力をお願いします。

## 県への届出方法

電子申請システムから届出をお願いします。

[https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail.action?teMpSeq=53024](https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?teMpSeq=53024)



## 制度の詳細

制度の詳細は県ホームページも参照してください。

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking\\_permit.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html)



## 利用証 (ルームミラーに掲示)

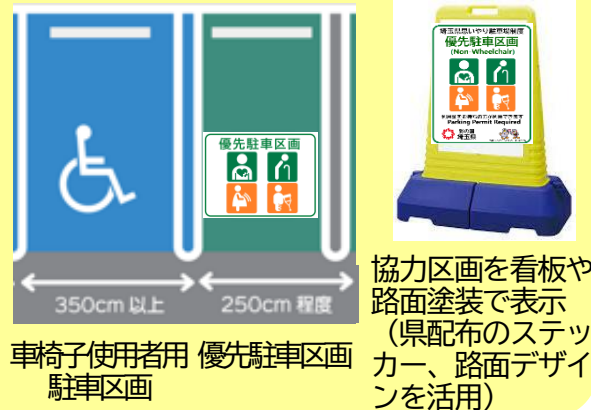


車椅子  
使用者用

その他障害者、  
要介護者等用

妊産婦、  
けが人用

## 区画表示例



車椅子使用者用 優先駐車区画  
駐車区画

協力区画を看板や  
路面塗装で表示  
(県配布のステッ  
カー、路面デザイ  
ンを活用)

お問合せ先

TEL 048-830-3223

E-mail a3380-08@pref.saitama.lg.jp

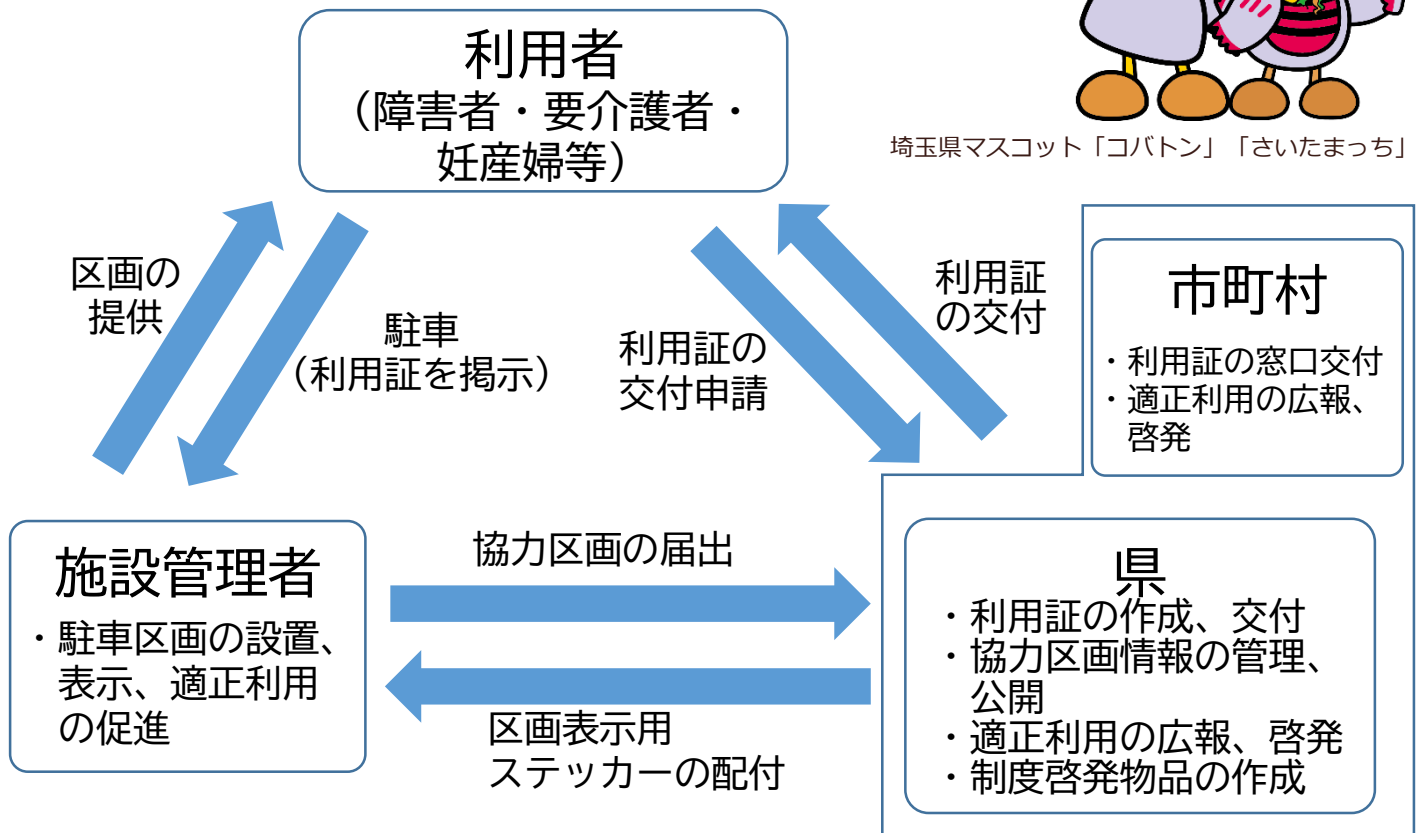
埼玉県福祉部福祉政策課

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

## 制度イメージ



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」



## 協力いただくことによるメリット

### 1 トラブルやクレームの減少、回避

- 共通の利用証を掲示することで、利用対象者であることが明確となり、利用者間でのトラブルや施設管理者へのクレームの減少、回避が期待されます。

### 2 施設利用者の満足度向上

- 車椅子使用者など、区画を必要とする方がこれまで以上に利用しやすくなります。
- 周りの視線が気になり、区画の利用を控えていた内部障害者、妊産婦などが気兼ねなく駐車できる環境が整備されることで、施設の利用満足度の向上に繋がります。

### 3 共生社会の構築、SDGsの推進

- 障害者、高齢者、妊産婦などの制度対象者や、それ以外の一般の方も含め、施設を利用する方々の相互理解が深まり、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の構築、SDGsの推進に貢献できます。

### 4 施設のイメージアップ、社会貢献

- 協力施設として県のホームページに公開されるとともに、協力区画が地図情報として県庁GIS上に公開（予定）されることで、施設のイメージアップ、社会貢献に繋がります。